



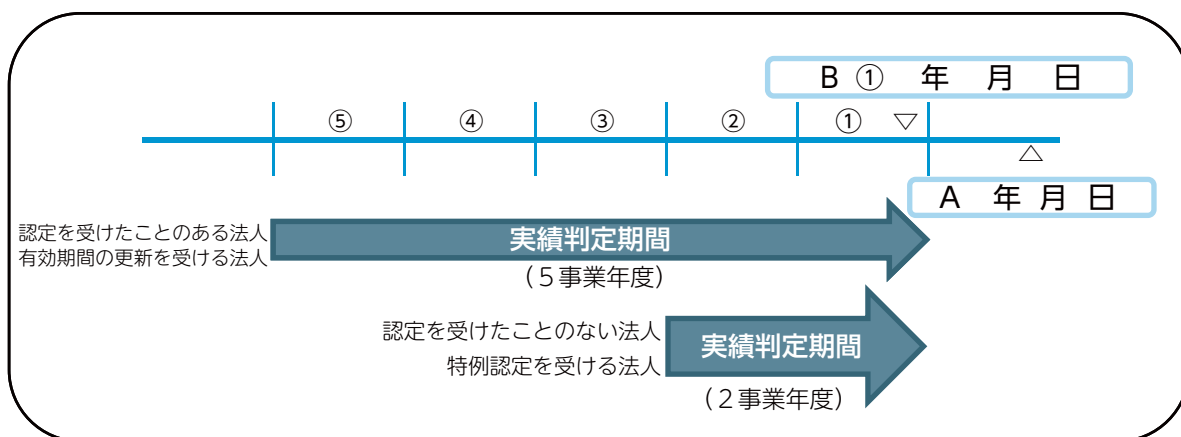
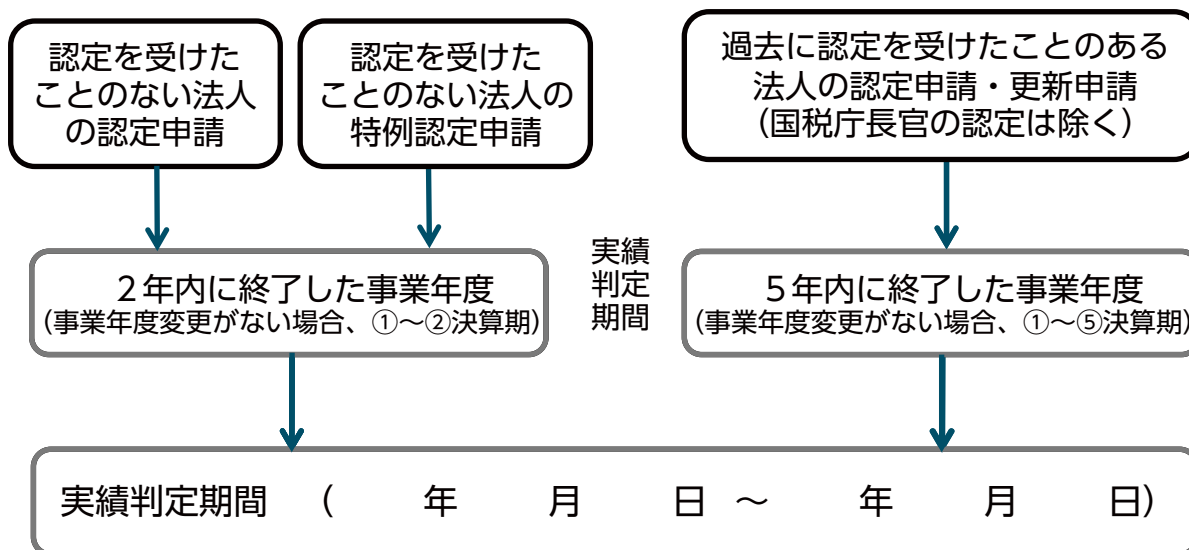
## (参考) 実績判定期間について

- 実績判定期間とは、認定（特例認定）を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年又は5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年、過去に認定を受けたことのある法人は5年）内に終了した各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

(注) ここでいう「認定」とは、旧租税特別措置法に基づく国税庁長官による認定は入りません。

A 申請（予定）年月日 ( 年 月 日 )	B Aの直前に終了した事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
--------------------------	--------------------------------------

Bの1期前の事業年度	② ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの2期前の事業年度	③ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの3期前の事業年度	④ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの4期前の事業年度	⑤ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )



※事業年度を変更した場合、実績判定期間が3事業年度以上（又は6事業年度以上）になる場合があります。（→34頁）

- ☆ 基準①については、イ(18頁)、ロ(19頁)、ハ(20頁)のいずれかの基準を選択していただくことになります。
- ☆ 特例認定法人としての特例認定を受けようとする法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

## 認定基準等①-イ ーパブリック・サポート・テスト (P S T) についてー

### 【相対値基準・原則】

相対値基準・小規模法人の特例については39頁（認定基準）をご覧ください。

#### 実績判定期間における

A	活動計算書の「総収入金額（注1）」	(	円)
B	国・地方公共団体からの補助金等	(	円)
C	資産売却による臨時収入	(	円)
D	1,000円未満の寄附金（同一者からの合計額）の合計	(	円)
E	氏名（名称）等が明らかでない寄附金の合計	(	円)
F	休眠預金等交付金関係助成金	(	円)
G	差引金額（A - B - C - D - E - F）	(	円)

（注1）「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

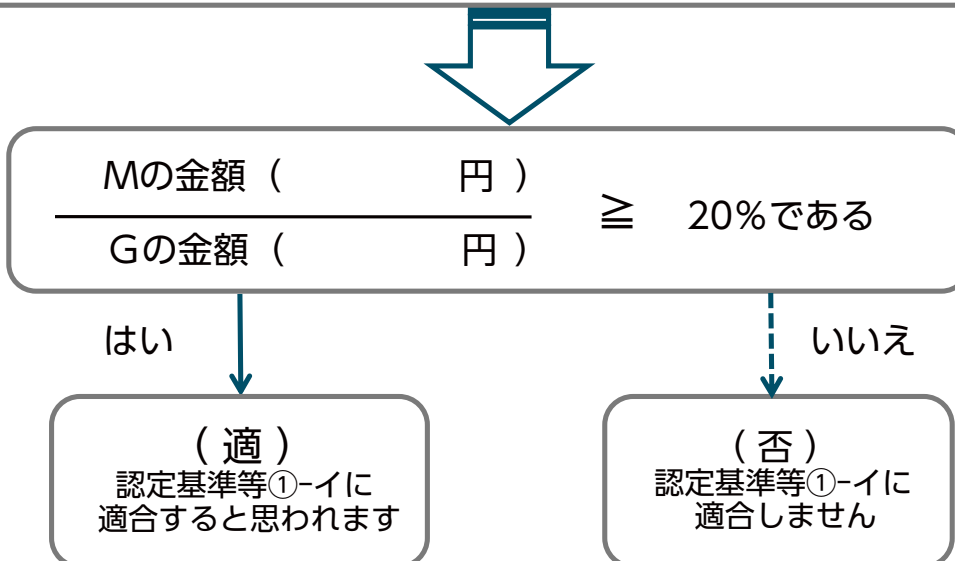
#### 実績判定期間における

「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与を指します（以降についても同じです）。

H	受け入れた「寄附金総額（注2）」	(	円)
I	同一者からの寄附金のうち、Hの10%（※）を超える額の合計	(	円)
J	1,000円未満の寄附金（同一者からの合計額）の合計	(	円)
K	氏名（名称）等が明らかでない寄附金の合計	(	円)
L	休眠預金等交付金関係助成金	(	円)
M	差引金額（H - I - J - K - L）	(	円)

（注2）対価性のない助成金や賛助会費を含めることができます。国の補助金は含まれません。

※一定の要件を満たせば正会員会費を分子に算入することができます。



※ 認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 基準①については、イ(18頁)、ロ(19頁)、ハ(20頁)のいずれかの基準を選択していただくことになります。
- ☆ 特例認定法人としての特例認定を受けようとする法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

## 認定基準等①-ロ ーパブリックサポートテスト (P S T) についてー

### 【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上 (ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上) の寄附者の数が年平均100人以上である。

はい

いいえ

( 適 )  
認定基準等①-ロに  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等①-ロに  
適合しません

#### (注意事項)

- 寄附者の氏名 (法人にあっては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。(注) 寄附者には対価性のない助成金や賛助会費を含めることができます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 同じ事業年度中に複数回の寄附をしている寄附者については、一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

★ 実績判定期間中に、年間3,000円以上 (ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上) の寄附者の数が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

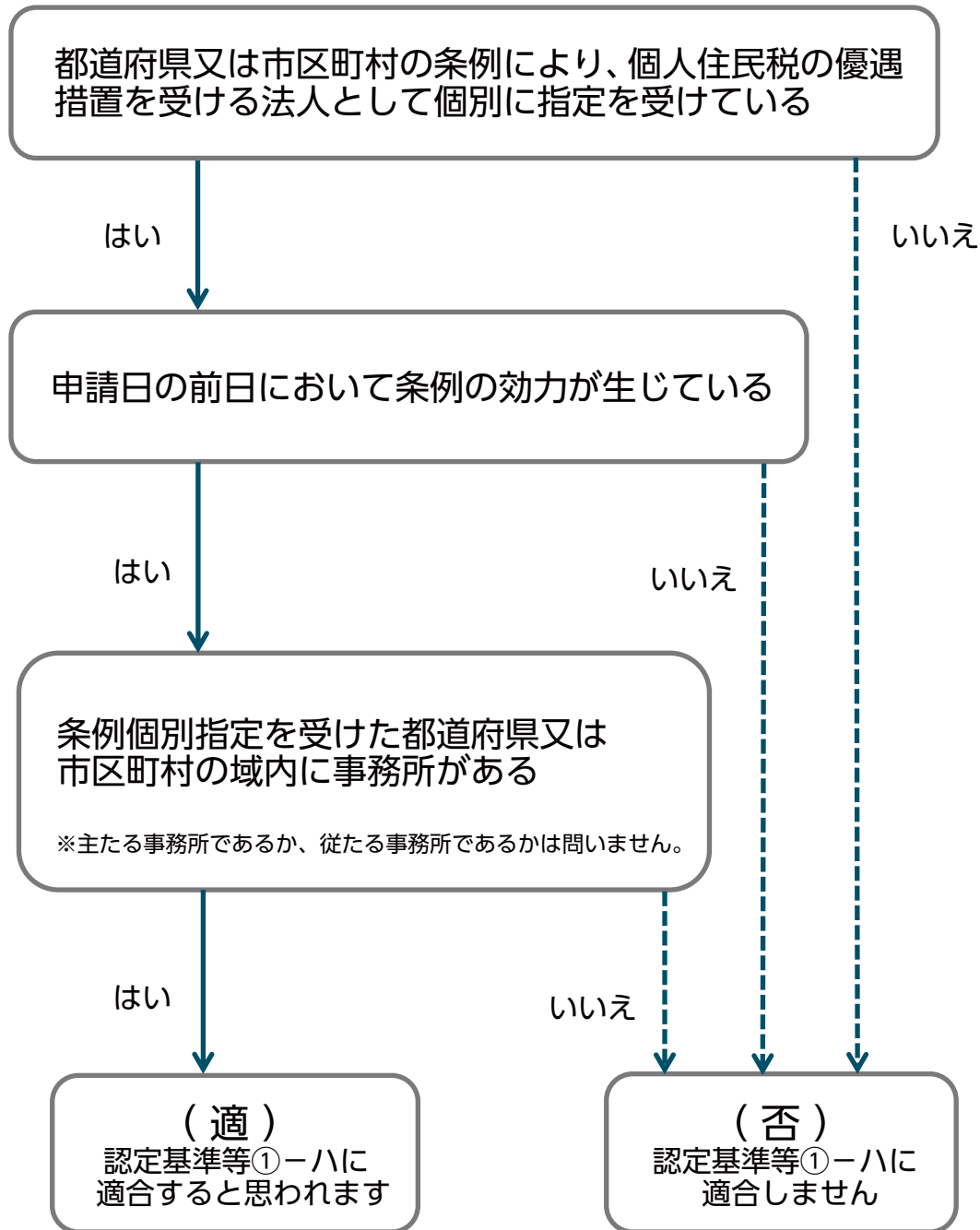
事業年度	実績判定期間月数 (A)			年3,000円以上の寄附者数 (B)		
① 直前の事業年度	自	年	月	日	月	人
② ①の1年前事業年度	自	年	月	日	月	人
③ ①の2年前事業年度	自	年	月	日	月	人
④ ①の3年前事業年度	自	年	月	日	月	人
⑤ ①の4年前事業年度	自	年	月	日	月	人
				合計	月	人

$$\frac{B \text{ の合計 ( ) 人} \times 12}{A \text{ の合計 ( ) 月}} = \boxed{\text{年平均}} \text{ 人} \geq 100 \text{ 人}$$

※ 認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 基準①については、イ(18頁)、ロ(19頁)、ハ(20頁)のいずれかの基準を選択していただくことになります。
- ☆ 特例認定法人としての特例認定を受けようとする法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

## 認定基準等①-ハ 「パブリック・サポート・テスト (P S T)」 について 【条例個別指定法人】



※ 申請書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金又は同法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定められている必要があります。

認定基準等② 一活動の対象（共益的な活動の占める割合）について一

実績判定期間における事業活動

A 会員等のみを対象とした  
物品の販売やサービスの  
提供

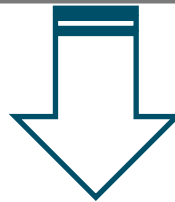
B 会員等のみが参加する会  
議や会報誌の発行

C 特定のグループにのみ便  
益が及ぶ活動

D 特定の人物や著作物に関  
する普及啓発や広告宣伝  
などの活動

E 特定の者の意に反した行  
為を求める活動

F 特定の地域に居住する者  
にのみ利益が及ぶ活動



AからF(条例で個別に指定されている法  
人は、AからE)の事業活動の割合は、法人  
の事業活動全体の50%未満である

はい

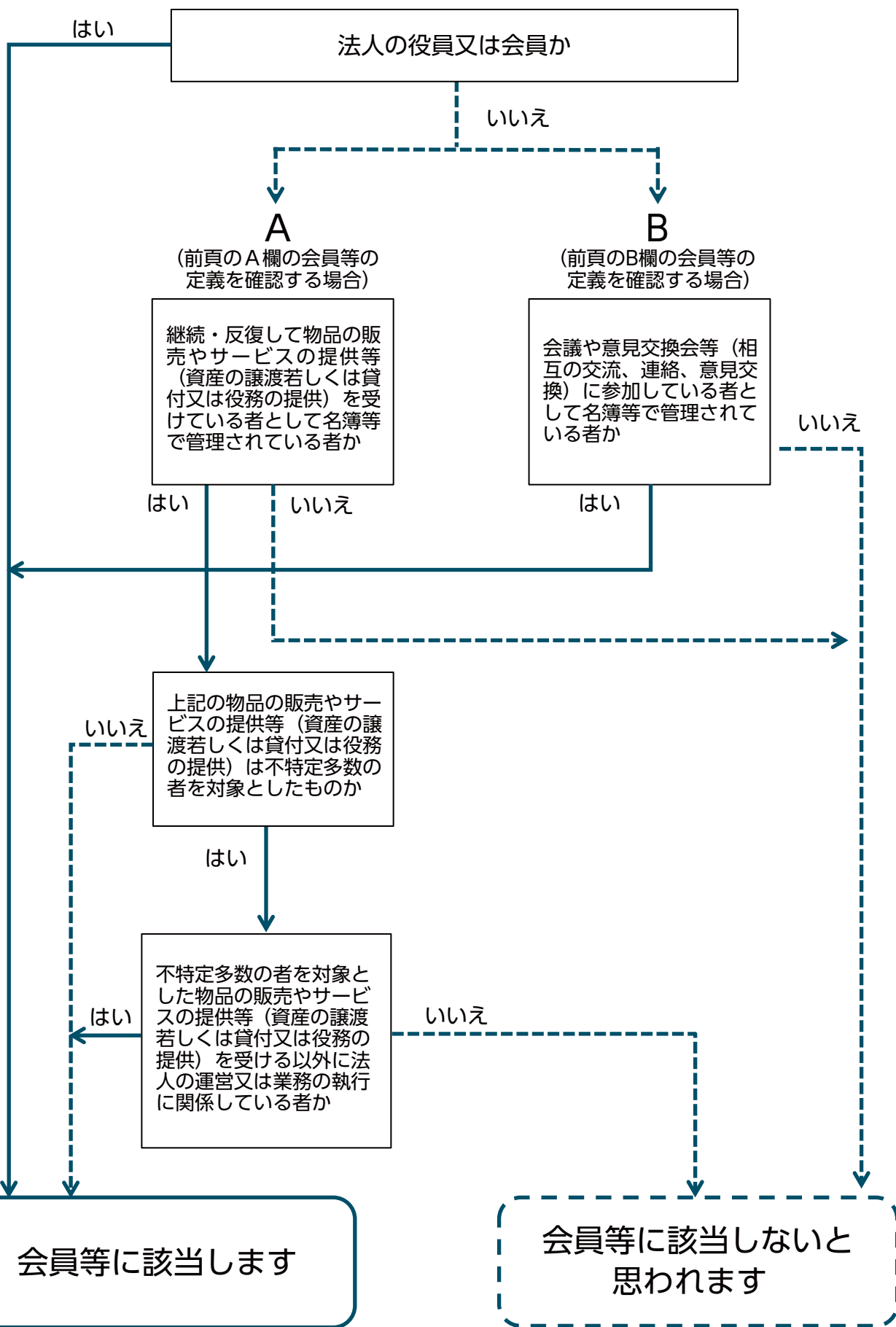
いいえ

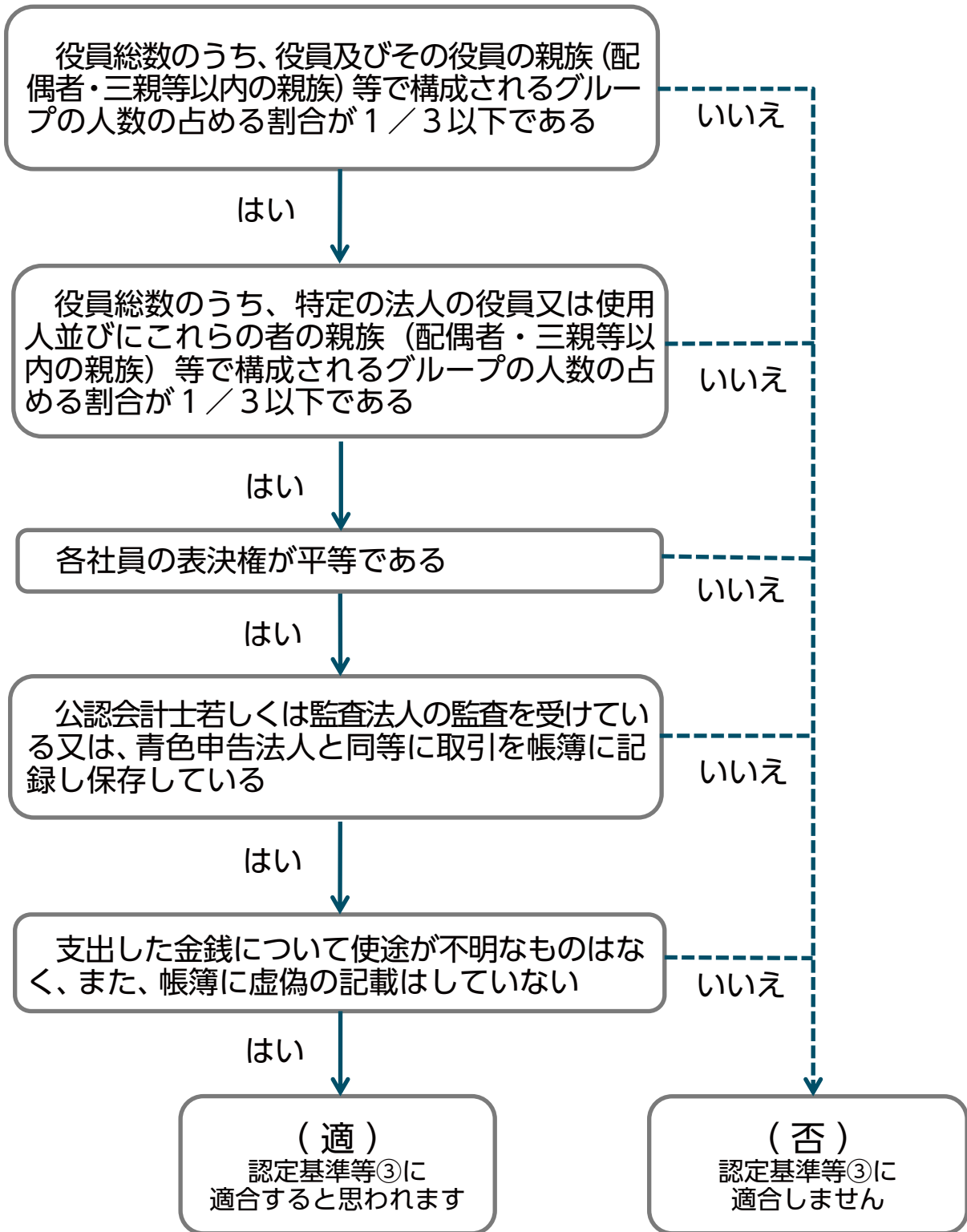
( 適 )  
認定基準等②に  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等②に  
適合しません

※ 「会員等」の定義については、次頁を参照してください。

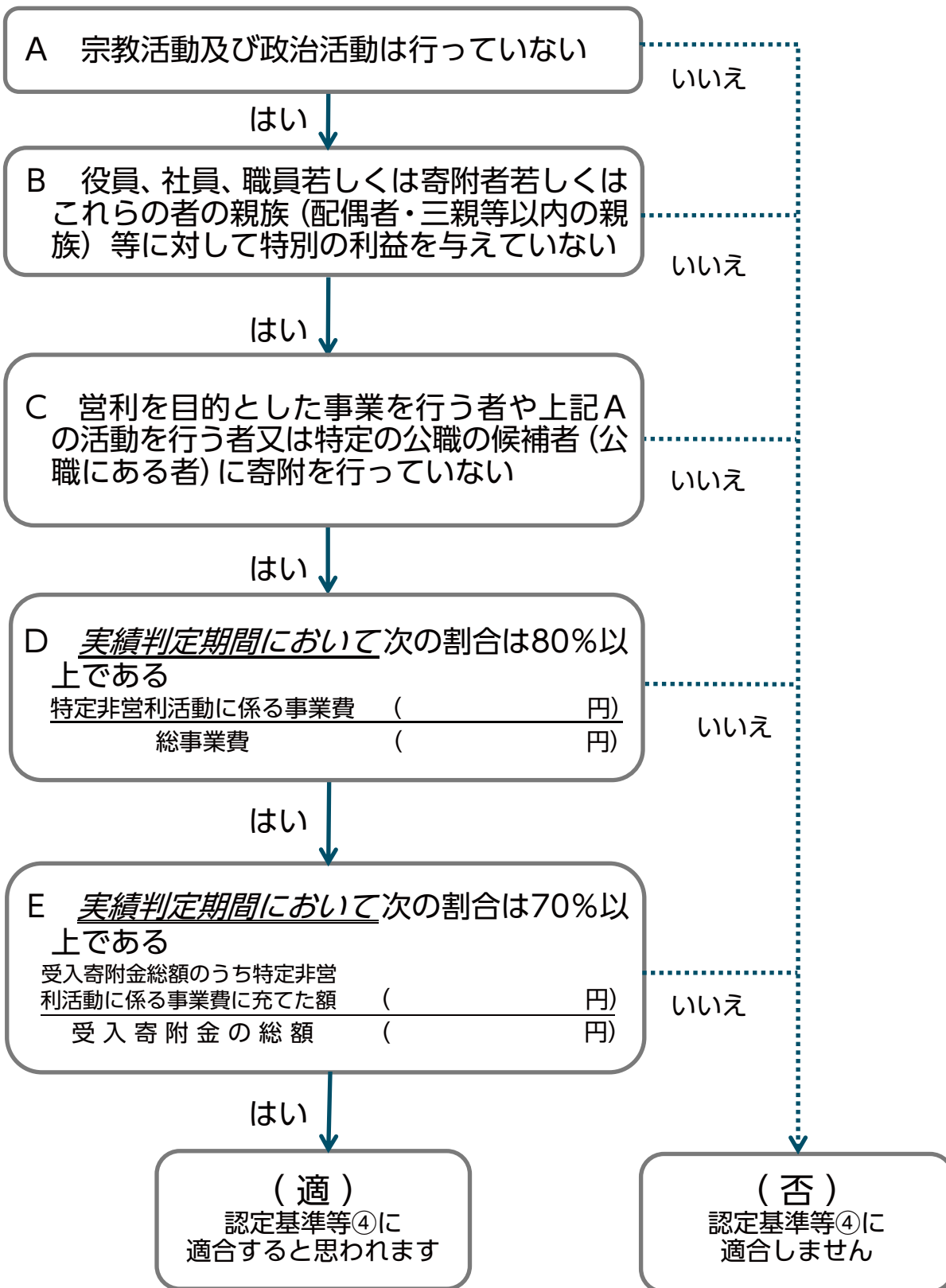
認定基準等② (参考)「会員等」について







認定基準等④ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

認定基準等⑤ — 情報公開について —

事業報告書や役員名簿などの情報を一般に公開することができる

いいえ

はい

一般の人から情報公開の請求があった場合、閲覧に応じることができる

いいえ

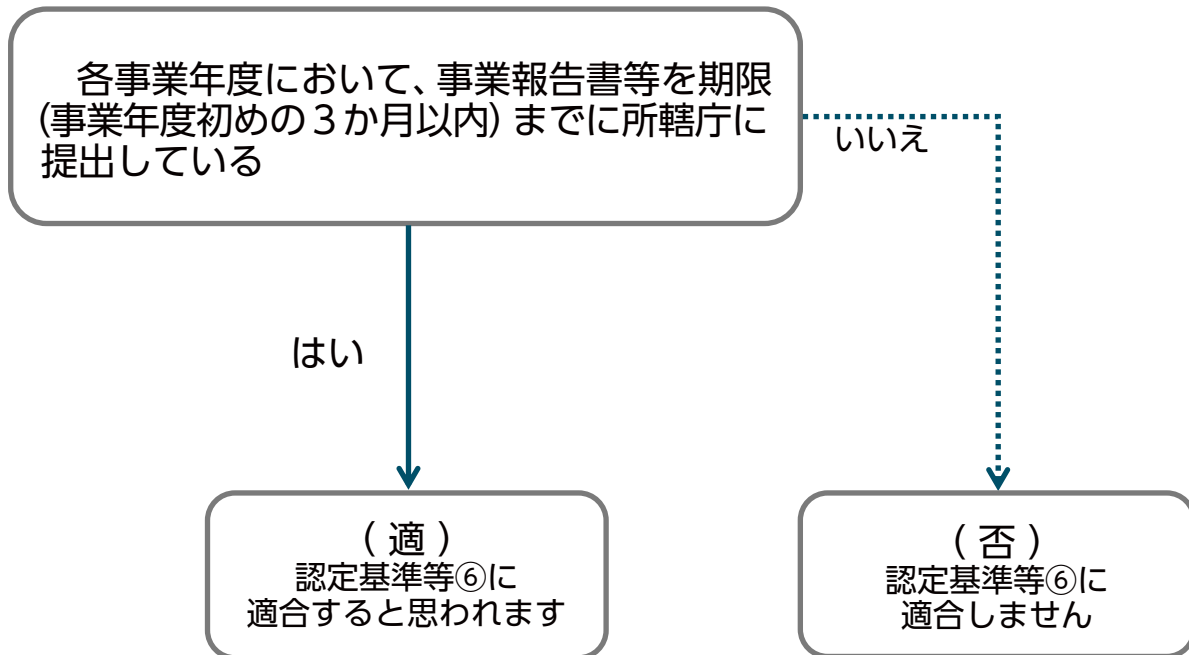
はい

( 適 )  
認定基準等⑤に  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等⑤に  
適合しません

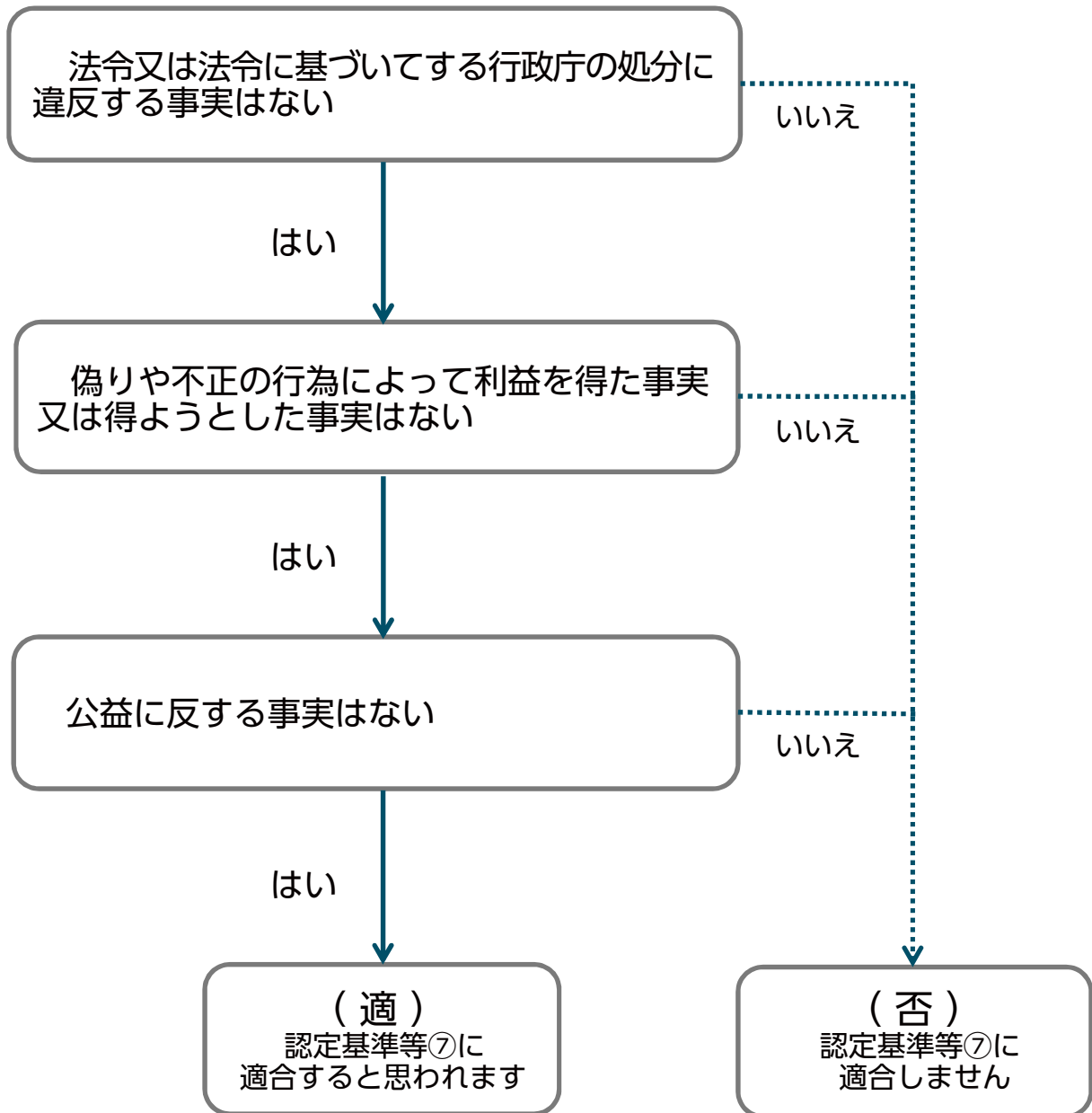
※ 認定（特例認定）を受けた場合の閲覧の対象となる書類（→140頁）

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居住に係る記載の部分を除いたもの。）
- ・ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（両方の規程が必要です。）
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

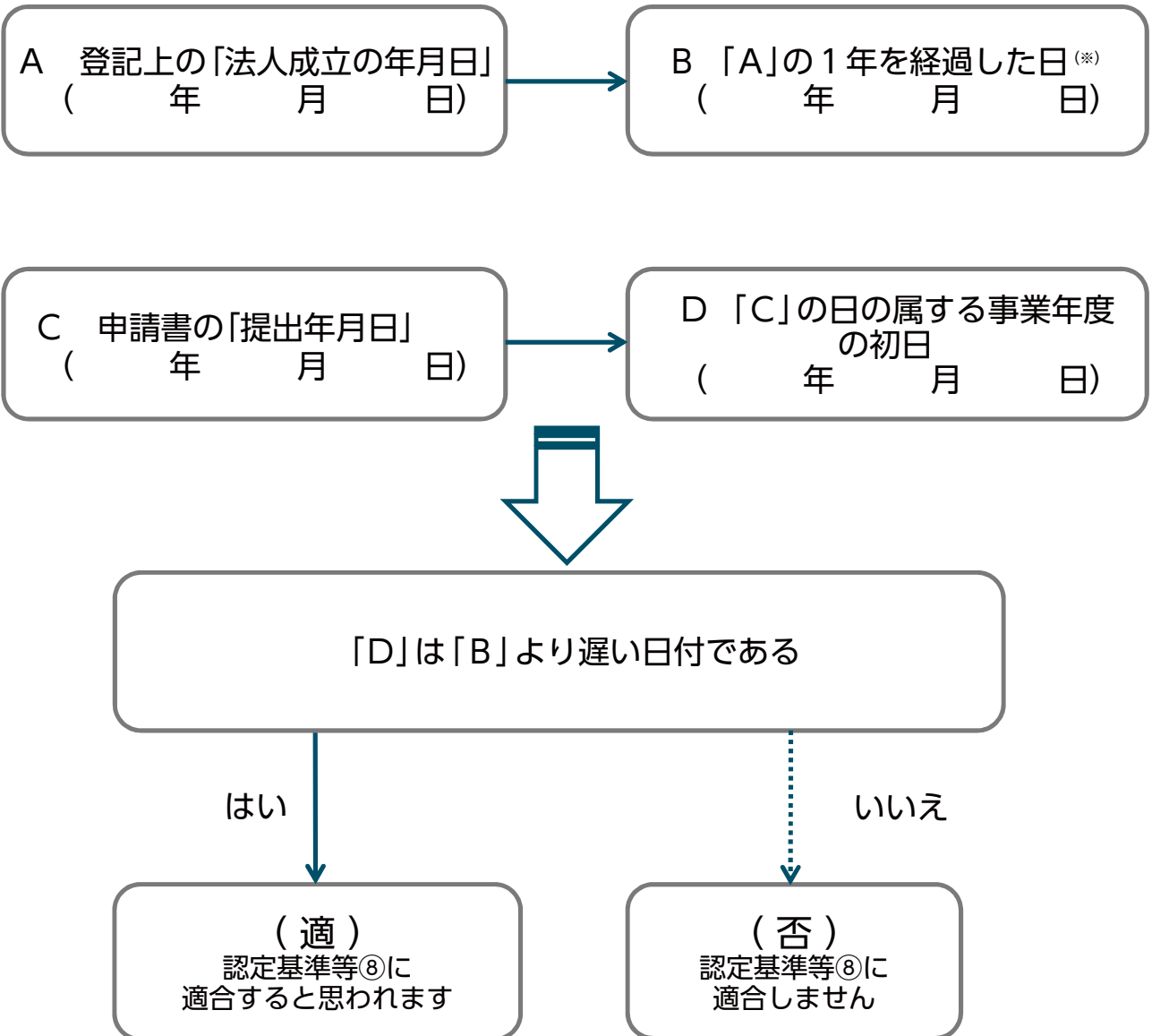


- 事業報告書等は以下のものです。
- ・ 事業報告書
  - ・ 活動計算書
  - ・ 貸借対照表
  - ・ 計算書類の注記（作成している場合）
  - ・ 財産目録
  - ・ 前事業年度の年間役員名簿
  - ・ 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準等⑦ — 不正行為等について —



認定基準等⑧ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立した法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続した法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

○役員の中に、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（Jにおいて「暴力団の構成員等」といいます。）

はい

いいえ

E 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

- I 暴力団
- J 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)

欠格事由に該当しないと  
思われます

(否)

欠格事由に該当します